

## 議案第105号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 別紙のとおり
- 2 指定管理者として指定するもの  
北本市古市場2丁目265番地  
株式会社矢口造園  
代表取締役 矢口 光 一
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年11月28日 提出

北本市長 石 津 賢 治

## 別紙

### 公の施設の名称

北本総合公園、中丸公園、宮内公園、東間公園、あづま西武団地公園、東間ニュータウン公園、尾張屋団地公園、北本2丁目公園、シティハウス公園、下石戸公園、積水団地西公園、積水団地東公園、中丸5丁目遊園地、中丸2丁目遊園地、三井団地公園、みどり公園、宮内スポーツ広場、明和団地公園、藤信公園、六建西公園、六建東公園、サンマンション東間公園、深井2丁目公園、宮内2丁目公園、深井3丁目公園、深井6丁目公園、宮内5丁目公園、山王公園、二ツ家1丁目公園、朝日さくら並木、朝日ワコーレ公園、本宿4丁目公園、朝日2丁目公園、深井スポーツ広場、中丸スポーツ広場、中丸緑地公園、宮内緑地公園、やじりはら公園、本宿2丁目公園、中丸3丁目公園、宮内1丁目公園、本宿5丁目公園、北本1丁目きんもくせい公園、北本1丁目さくら公園、二ツ家2丁目公園、中丸2丁目花水木公園、宮内3丁目彩の杜公園及び東間5丁目スマイルタウン公園